

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要【当初予算関連】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

<改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]
・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000)〕

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

非正規労働者に対する適用範囲の拡大

改正の背景

- 平成21年雇用保険法改正に併せ、短時間労働者の適用基準を「1年以上雇用見込み」から「6か月以上雇用見込み」に緩和（業務取扱要領を改正）
- 現在、「6か月以上雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和が必要

改正の内容

- 短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

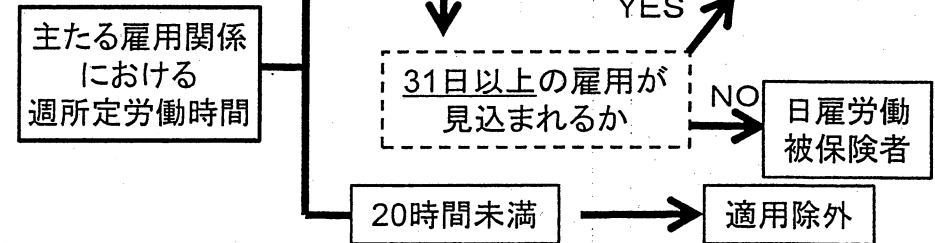
<現行>

「週所定労働時間20時間以上」
「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）

<改正案>

「週所定労働時間20時間以上」
「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）

<改正後>



- このほか、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても、法律に規定。

雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

改正の背景

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた者については、現行制度においても、被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及して適用可能
- しかしながら、2年前までしか遡及できないことにより、事業主から雇用保険料を控除されていた期間を全て被保険者であった期間として算定した場合よりも所定給付日数が短くなるケースが発生

改正の内容

- 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間を改善

<現行>

被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及

<改正案>

- ・ 事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及（雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及）

例) 倒産、解雇等による離職の者が6年前の給与明細等で雇用保険料控除の事実が確認できた場合
所定給付日数： 30歳以上45歳未満 90→180日分、45歳以上60歳未満 180→240日分

- ・ 遡及適用の対象となった労働者を雇用していた事業主のうち、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付可能とし、その納付を勧奨する。

雇用保険の財政基盤の強化

改正の背景

- 雇用保険二事業については、雇用安定資金残高が21年度末(予算ベース)では約3,552億円、22年度末(概算要求ベース)では約1,146億円の見込みとなっており、雇用調整助成金をはじめ、現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策を実施していくためには、雇用保険二事業の安定的な運営の確保が必要となっていたところ。
- こうした中で、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(21年12月8日閣議決定)において、企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を緊急的に実施することとされ、雇用保険二事業については、更なる支出増が見込まれる状況になったことから、その安定的な運営の確保の必要性が更に高まったところ。

改正の内容

- 雇用調整助成金など雇用保険二事業を安定的に実施するための財源を確保
 - <現行> 事業主からの保険料負担のみ
 - <改正案> 雇用保険二事業の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(参考:借入れについて)

 - ・ 積立金の使用額: 予算で定めるところにより、22年度については、雇用調整助成金等のために必要な額を失業等給付の積立金から使用する ※22年度予算案 4,400億円
 - ・ 返済方法: 雇用保険二事業の単年度収支が黒字になった場合、その分は、積立金の借入額に達するまで返還
- 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動の停止
 - <現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)
 - <改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度 予算案
				一次補正後	二次補正案	
収 入	28,764	22,214	22,896	16,665	20,165	22,258
支 出	15,261	14,917	15,907	24,618	24,608	29,459
差 引 剰 余	13,503	7,297	6,989	▲ 7,952	▲ 4,443	▲ 7,201
積 立 金 残 高	41,535	48,832	55,821	47,868	51,400	39,799

(注) 1. 20年度、21年度及び22年度の予算の「支出」には、予備費（'20 730億円、21' 720億円、22' 予算案1,390億円）が計上されている。

2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

3. 22年度予算案の積立金残高は、特別措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な4,400億円が減額されている。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険二事業（三事業） 関係収支状況

（単位：億円）

	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度
				一次補正後	二次補正案	予算案
収 入	5,401	5,168	5,230	5,203	5,199	10,039
支 出	3,578	3,195	5,649	11,911	11,992	12,350
差 引 剰 余	1,823	1,972	▲ 419	▲ 6,708	▲ 6,793	▲ 2,311
安 定 資 金 残 高	8,706	10,679	10,260	3,552	3,467	1,155

- (注) 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度予算51億円（決算44億円）、平成20年度予算19億円（決算18億円）、平成21年度予算9億円、平成22年度概算要求及び予算案7億円が計上されている。
2. 20年度2次補正後及び21年度、22年度の「支出」には、予備費（20'（2次補正後）10億円、21' 170億円、22' 予算案690億円）が計上されている。
3. 22年度予算案の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額4,400億円が含まれている。
4. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。